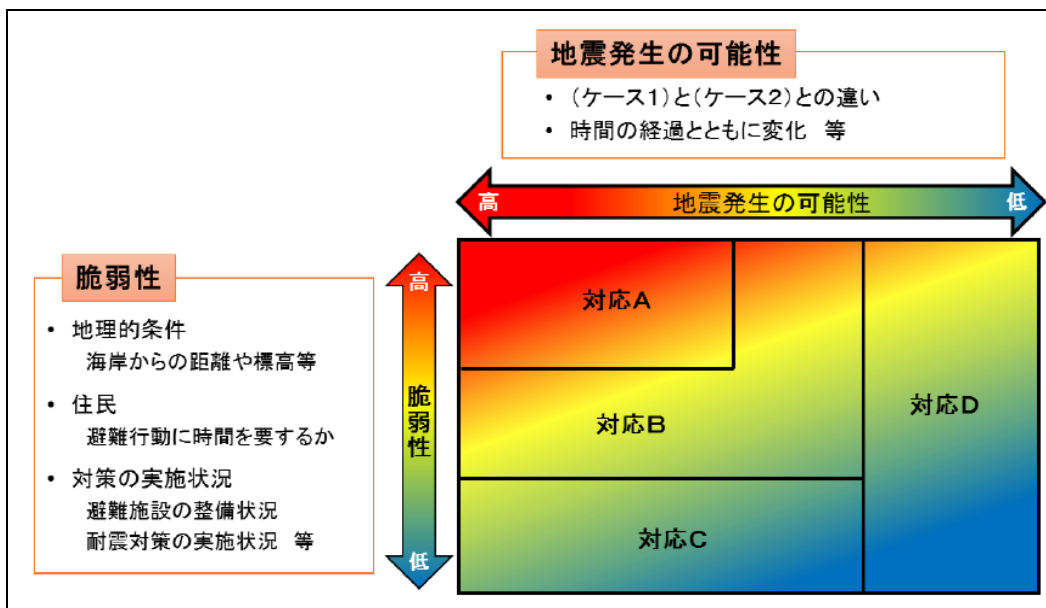


## 地域の脆弱性の評価と避難行動の在り方（検討における課題）

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書（以下、「報告書」という）では、「具体的な防災対応の検討に当たっては、避難施設の整備状況や耐震対策の実施状況を踏まえ、（ケース1）や（ケース2）の現象が発生した際の被害状況や社会状況を想定し、その際に混乱しないように、地震発生の可能性の高さや地域の脆弱性に応じて、複数の対応をあらかじめ想定することが望ましい」とされている（図1）。その上で、津波避難を例にした基本的な考え方を示している（図2）。



【図1：地震発生の可能性と地域の脆弱性に応じた防災対応のイメージ】

（出典：南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告））

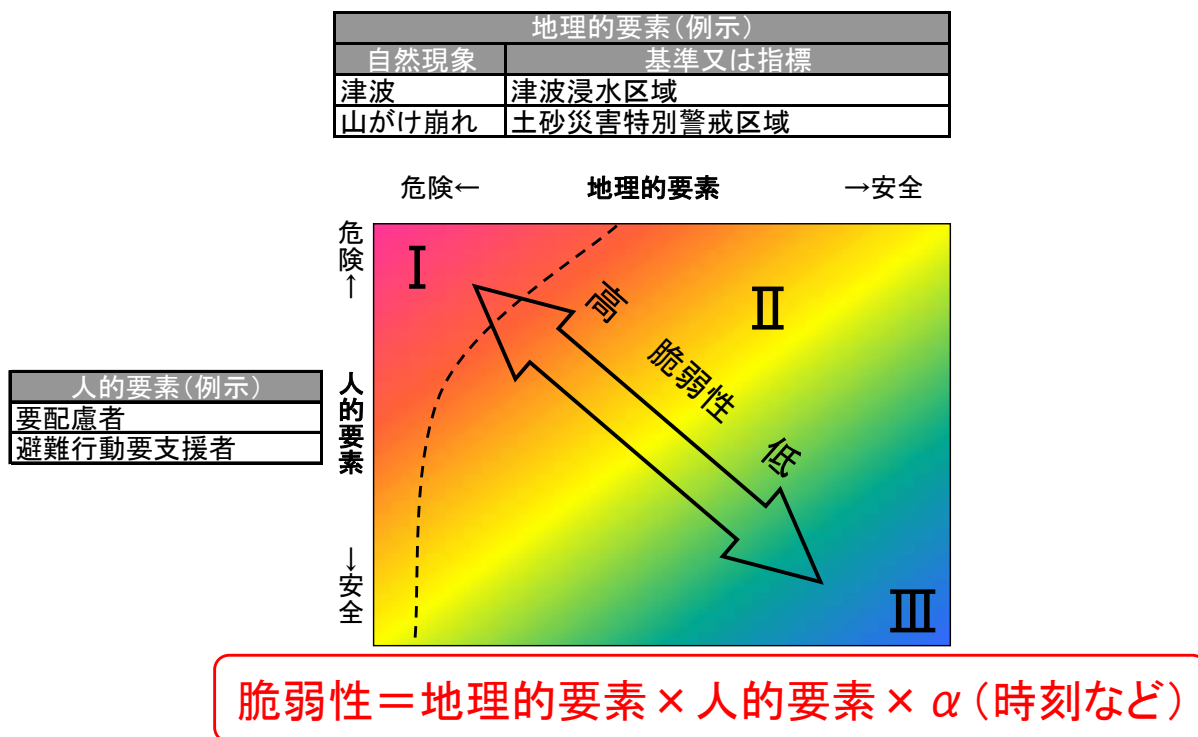


【図2：短期的な地震予測に基づいた防災対応の基本的な考え方】

（出典：南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告））

# 1. 地域の脆弱性の評価

地震発生時に何らかの防災対応が必要となる地域の脆弱性については、地理的な要素によるものと、人的な要素によるものがあると考えられる（図3、表1）。



- 《脆弱性の分類》
- I.地震が発生してからの対応では避難が困難と思われる領域
  - II.地震が発生してからでも避難は間に合うと考えられるが、犠牲者を減らす観点から、より高い安全性の確保が求められる領域
  - III.地震発生後の対応でも十分とされる領域

【図3：本県検討における脆弱性の考え方】

【表1：脆弱性の評価】

○地理的要素

	想定される危険性	脆弱性を評価する基準・指標	基準・指標の具体値とその事象		指標としての分析・評価	
			具体値等	人や建物等への影響	分析	評価
地震動	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の倒壊</li> <li>家具の転倒</li> <li>高所作業者が転落</li> <li>危険物の流出</li> <li>ダムが決壊</li> </ul>	想定震度	想定震度5強	固定なし家具：倒れることがある 耐震性なし木造家屋：ひび割れや亀裂	地震被害想定における想定震度については、いくつかのモデルを用いて計算した結果であり、強震動生成域の位置、規模によって大きく異なる。建築物については、震度7の地震動に耐えられるよう促している。	△
			想定震度6弱	固定なし家具：大半が移動し倒れる 耐震性なし木造家屋：瓦落下、建物傾斜		
			想定震度6強	固定なし家具：ほとんど移動し倒れる 耐震性なし木造家屋：傾斜や倒壊が多くなる		
			想定震度7	固定なし家具：ほとんど移動し倒れ、飛ぶこともある 耐震性なし木造家屋：傾斜や倒壊が更に多くなる		
津波	到達時間		(3~4分)	静岡県第4次地震被害想定による地震動の継続時間の目安(参考)	津波からの避難に要する時間は、地域特性や人的特性によって異なることから一律の指標とすることは困難であるが、想定浸水深と組み合わせることで指標化が可能と思われる。	-
			5分	静岡県避難計画策定指針における避難開始時間(昼間)		△
			10分	静岡県避難計画策定指針における避難開始時間(夜間)		△
	浸水深		0.01m以上(津波浸水想定)		浸水深は、人的被害に密接に関連するものの、到達時間が遅ければ避難は可能となる。到達時間と組み合わせることで指標化が可能と思われる。	△
			0.3m以上	避難行動がとれなくなる 死者が発生し始める		△
			1.0m以上	ほとんどの人が亡くなる		△
	海岸からの距離			津波浸水分布は地域差があり、海岸からの距離だけで津波被害を評価できない。	×	
	標高			津波浸水深は地域差があり、標高だけで津波被害を評価できない。	×	
	基準水位 <small>(津波浸水想定) 津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位)</small>		浸水深0.01m以上(津波災害警戒区域)	床下浸水程度の被害	住宅の安全性の観点からも避難判断の指標となり得る。	×
			0.5m以上	床上浸水程度の被害		△ <small>(被害小)</small>
2.0m以上(津波災害特別警戒区域)			木造家屋の半数が全壊する 居住困難となる全半壊が100%となる	○		
山・崖崩れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の倒壊</li> <li>落石等による人的被害</li> <li>埋没</li> </ul>	土砂災害の影響範囲	土砂災害危険箇所	地形図の判読から図上で、土砂災害の恐れがある箇所を想定した箇所	建物内で安全確保することで、土砂災害が発生しても一定程度の安全を確保することが可能と思われる。(但し、土砂災害危険箇所には、特別警戒区域に該当するものも含まれると思われる)	×
			土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害の恐れがある区域		×
			土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある		○
液状化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物等の傾斜</li> <li>避難障害</li> </ul>	液状化可能性	液状化可能性ランク：大(PL>15.0)	液状化発生の可能性が高い	液状化現象は避難行動に障害を与える恐れはあるものの、建物の倒壊等は考えにくい。	×
			液状化可能性ランク：中(15.0≥PL>5.0)	液状化発生可能性がある		
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の延焼</li> <li>避難障害</li> </ul>	延焼火災危険予想地域	延焼危険度ランク5	地域のほぼ全域が焼失する危険性がある	火災からの避難は、地震発生後でも可能と思われる。	×

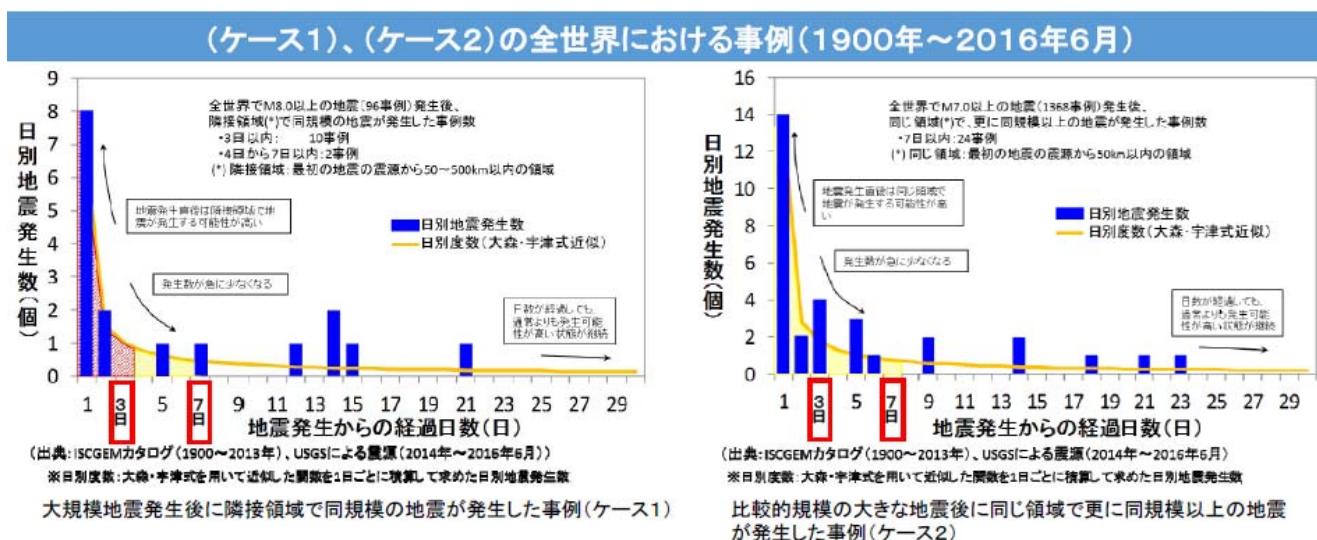
○人的要素

	想定される危険性	脆弱性を評価する基準・指標	基準・指標の具体値とその事象		指標としての分析・評価	
			具体値等	避難行動等への影響	分析	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の下敷き</li> <li>家具等の下敷き</li> <li>避難障害</li> </ul>			要配慮者 <small>(高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者)</small>	要配慮者のうち、避難行動要支援者については、自力での避難が困難とされる	要配慮者の中には、健康者と同様の避難行動が可能なものが含まれている。	△
			避難行動要支援者 <small>(要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者)</small>	津波等からの自力避難が困難	自力での避難が困難であれば、事前避難の効果は大きいと思われる。	○
			耐震性のない住宅の住民	建物の倒壊にともない自力避難が困難になることがある	建築物については、震度7の地震動に耐えられるよう促している。	×

## 2. 短期的な地震発生の可能性

「報告書」では、「(ケース1)、(ケース2)については、過去の実際の事例数等に基づき短期的な地震発生の可能性を定量的に評価可能であることから、(略)、通常より一定程度大規模地震の発生の可能性の高さが認められる期間内に、危機管理の視点から、避難を含む何らかの応急対策を講じることの意義があるのではないかと考えられる。(P. 26)」としている(図4)。

また、(ケース1)、(ケース2)では過去の事例に基づく地震発生頻度は、「地震発生後の統計的な経験式に基づく地震発生確率の減少の時間変化と同等と評価できる。(P. 19)」としている。



全世界で1900年以降に発生したM8.0以上の地震**96事例のうち、3日以内に10事例**で隣接領域で同程度の地震が発生。その後の発生頻度は時間とともに減少。

この傾向は、地震発生後の統計的な経験式に基づく地震発生確率の減少の時間変化と同等と評価できる。これら実際の事例数や経験式から**定量的な評価が可能**。

ただし、これまで南海トラフでは、東側と西側の領域でほぼ同時又は続けて地震が発生したことがあることや、2年～3年後に発生した場合があることにも留意する必要。

全世界で1900年以降に発生したM7.0以上の地震**1368事例のうち、7日以内に24事例**で同じ領域で同規模以上の地震が発生。その後の発生頻度は時間とともに減少。

この傾向は、地震発生後の統計的な経験式に基づく地震発生確率の減少の時間変化と同等と評価できる。これら実際の事例数や経験式から**定量的な評価が可能**。

【図3：ケース1、ケース2における短期的な地震発生の事例】(出典：内閣府資料)

参考：大森・宇津式

大地震発生後の余震活動は時間とともに減少していくことを近似した式。単位時間に発生する余震数  $n(t)$  について、次式で近似される。

$$n(t) = \frac{K}{(c+t)^p}$$

但し、Kは余震の強さを表す定数、cは小さな正の定数、pは1.0程度の定数、tは本震発生時を起点とした経過時間

(ケース4)については、「現在の科学的知見からは、地震発生の可能性が相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない (P. 21)」ことから、「住民等に避難を促す等、社会全体で具体的防災対応をとることは難しいと思われる。(P. 27)」としている。

### 3. 新たな防災対応の受忍期間

「報告書」では津波避難の考え方として「異常な現象の発生時には、現時点では地震の発生時期を特定できないため、避難所などにおける避難生活が長期化することが想定されることから、避難できる期間には限度があると思われる。(P. 28)」とされている。

避難行動を含めた、社会的な制限の発生が考えられる防災対応の継続についての県民の受忍期間等について、ヒアリング調査等を以下のとおり実施している。

#### (1) ヒアリング調査

##### 【概要】

##### <調査期間>

平成 30 年 1 月～5 月

##### <調査者>

- ・内閣府
- ・静岡県危機管理総室
- ・沼津市危機管理課
- ・磐田市危機管理課
- ・伊豆市防災安全課
- ・静岡県危機管理部

##### <調査対象施設等>

- ・県庁内関係部局
- ・自主防災組織 4 団体
- ・社会福祉施設 6 施設
- ・医療機関 3 施設
- ・学校 3 施設
- ・観光施設 4 施設
- ・大型商業施設 3 施設
- ・交通事業者 3 社
- ・通信事業者 1 社
- ・金融等 2 社
- ・製造業 7 社
- ・物流 2 社
- ・ライフライン事業者 1 社

##### <受忍期間に関するヒアリング内容>

- 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったとの情報が発表されたときに、避難や営業休止等の対応を実施した場合に、どの程度の期間であれば受忍可能か。

【表2：ヒアリング等に基づく受忍期間の整理】

分野	受忍期間を検討するに当たって考慮すべき事項(ヒアリング結果から抽出)
住民避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所生活は精神的なストレスが大きい</li> <li>○避難所の運営は、自主防災会が行うことになるので、長期間の避難所開設は地域の負担が大きい</li> <li>○3日間が限度ではないか</li> <li>○事前に避難するにしても7日間程度避難可能な施設があるかどうかで対応が大きく異なる</li> </ul>
社会福祉施設	<p>【保護者・利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者には、預けなければならない事情があるので、希望があれば引き受ける</li> <li>○生活サイクルの変化が利用者の精神的ストレスになる場合があるので、長期間の業務停止は想定していない</li> <li>○独居者の場合、施設を閉所することにより、危険な状況下に置かれる場合があるので通常とおり引き受けるであろう</li> <li>○通常の避難所では生活をする事ができない(階段の有無、トイレの状況等)ので、避難所への避難はできない</li> <li>○施設を「終の棲家」として入居している利用者場合、行き所を失うので施設を閉所することはできない</li> </ul>
	<p>【施設管理者(運営者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別な防災対応を実施した場合、職員の負担(夜間対応等)が大きくなるので特別な対応は実施しないであろう</li> <li>○通所施設の場合日割りで利用料を請求しているため、1日でも閉所すると収益に影響が出る</li> <li>○施設内の安全な場所に入居者を避難させるような対応は、3日間が限度ではないか</li> <li>○緊張感を持った防災対応は、7日が限度ではないか</li> </ul>
医療機関	<p>【利用者・地域住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の命に関わる問題であり、事業中止はかなりの決心がいる</li> <li>○外来診療等に中止は、地域住民の理解を得られないのではないかと</li> </ul>
	<p>【施設管理者(運営者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時も医療活動が可能という理由で救護病院に指定されているので、外来診療を中止しにくい事情がある</li> <li>○職員の安全確保もしなければならない</li> <li>○閉所するのであれば、代替りの医療機関を紹介する必要(ただし、かかりつけ医以外の医師にいきなり診療させることはリスクが伴う)</li> </ul>
幼稚園、小中学校	<p>【児童・生徒、保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校が休校になると出勤できなくなる(保護者)</li> <li>○自宅に待機するほうが危険な状況に置かれる場合がある(児童・生徒)</li> </ul>
	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年間行事が非常にタイトに組まれている中で、1日でも休校にするとその後の年間行事に大きく響くことになる</li> <li>○学校運営上、休校は5日間程度が限度</li> </ul>
バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行を休止するためには顧客の理解が必要</li> <li>○科学的に1～3日以内の発生確率が高いとされているのであれば、その期間は運行を休止するのはやむを得ないのではないかと</li> </ul>
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1日に何万人の利用客がいるため、運行休止は1日でも厳しい</li> <li>○長期間運転を休止した場合、その期間分の定期券に係る差額を払い戻す必要がある</li> </ul>
航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震が全く発生していない状況で、業務を停止するのであれば、4～5時間が限界</li> <li>○運航を休止した場合、空港に待機させている乗客への食料や毛布等の提供が必要になる</li> </ul>

百貨店・スーパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会が避難等の準備をしようとしているときに休止することを、地域住民が理解してくれるか</li> <li>○エンターテインメント性の高い事業は休止するかもしれないし、反対に需要のある飲食店は業務を継続する可能性がある</li> <li>○「3日」、「7日」という科学的な根拠があるのであればその期間は休止するかもしれない</li> </ul>
金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会の経済活動が通常とおりであれば営業を休止することは想定していない</li> <li>○民間の経済活動に制限を掛けないのであれば、従業員の生命を第一に考えた上で営業を継続する</li> </ul>
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、業務を継続する</li> <li>○ケース1の場合、今後地震が発生する可能性がある地域の重要機関の通信網を守るために通信規制を実施することもあり得る</li> </ul>
製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○このような不確実な情報で操業を停止することは考えられない</li> <li>○何も起きていない状況で、営業を停止することはできない</li> <li>○工場内の設備の温度管理の都合上2時間以上は止められないし、半日停止すると納期に大きな影響が出る</li> <li>○人命最優先で考えているので、経営判断として、どんな経済損失があっても3日間は出社禁止とする。ただし、3日間を超えると経営がもたない</li> <li>○操業を停止できるのは、7日が限度</li> </ul>
物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状況にもよるが、受忍期間は、2～3日間程度か</li> <li>○拠点を安全なところに一時移転したいが、保有車両の車庫証明がネックである</li> <li>○地震が発生する前の通常業務における事前対応は想像できない</li> </ul>
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、業務を継続する</li> <li>○職員の増員等の対応は、2～3日間程度か</li> </ul>
ホテル・旅館、観光施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、業務を継続するが、そもそも情報が発表された場合、客は来ないのではないか(ホテル・旅館)</li> <li>○情報が発表されれば、営業を休止したい(観光施設)</li> <li>○通常とは異なる防災対応を実施した場合、3日間が限界ではないか(観光施設)</li> </ul>

## (2) 県政インターネットモニターアンケート調査

### 【概要】

#### <調査期間>

平成30年4月26日～5月11日

#### <調査者>

・静岡県危機管理部

#### <調査対象>

・県政インターネットモニター

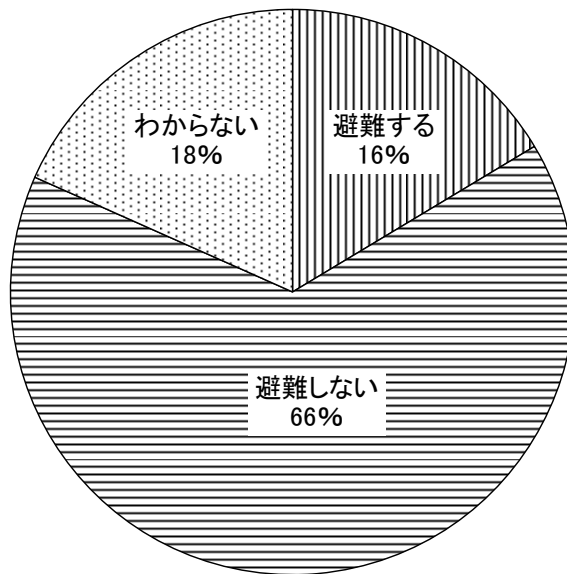
(県内に在住又は通勤・通学している満15歳以上の方(公募))

※県職員、公立学校教職員、警察職員、県議会議員を除く

回答者数 592人(男性285人、女性307人)(回答率 95.0%)

#### <住民が避難することに対する受忍性に関連する設問>

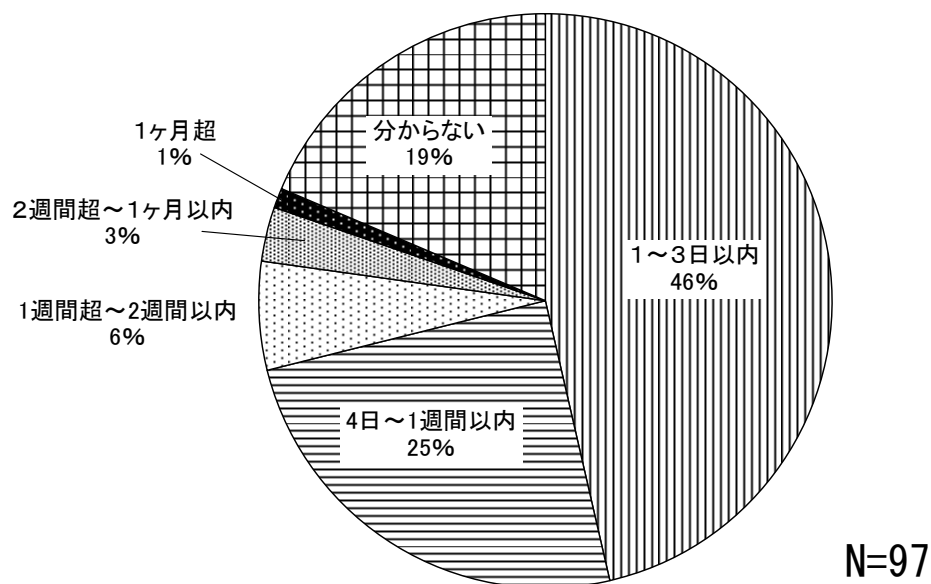
問10	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合、あなたは自宅からより安全な場所に避難しますか。ただし、市町から避難勧告や避難指示は出ていないこととします。
-----	--



N=592



問 10-3	問 10 で「1 避難する」と回答した方に伺います。避難する場合、どのくらいの期間避難しますか。
--------	--



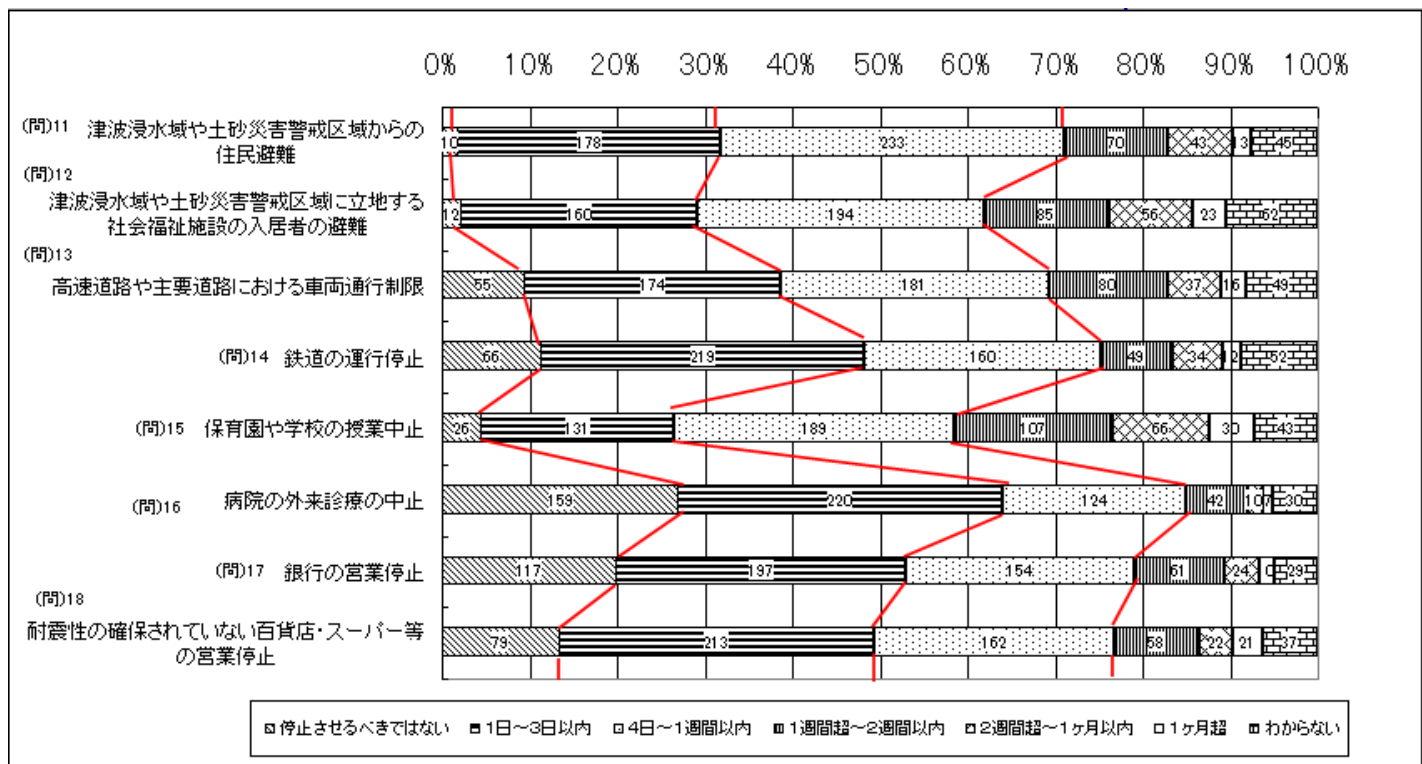
<社会的制限に対する住民の受忍性に関連する設問>

問 11	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <b>津波浸水域や土砂災害警戒区域の住民に避難指示</b> が出されることも想定されます。避難期間として、住民が受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。
問 12	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <b>津波浸水域や土砂災害警戒区域に立地する社会福祉施設の入居者（※避難行動要支援者）に避難指示</b> が出されることも想定されます。避難期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。 ※避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災上配慮の必要な方のうち、災害発生時の避難等に支援を要する方
問 13	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <b>高速道路や主要国道における車両の通行を制限</b> することも想定されます。制限期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。
問 14	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <b>鉄道の運行を停止</b> させることも想定されます。停止期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。
問 15	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <b>保育園や学校の授業を中止</b> させることも想定されます。中止期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。

問 16	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <u>病院等の外来診療を中止</u> させることも想定されます。中止期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。
問 17	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <u>銀行の営業を停止</u> させることも想定されます。停止期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。
問 18	気象庁から「しばらくの間、静岡県を含む南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まった」という情報が発表された場合に、 <u>耐震性が確保されていない百貨店・スーパー等の営業を停止</u> させることも想定されます。停止期間として、受け入れられる期間はどの程度だと思いますか。

※いずれも回答数は1つ。選択肢は問 11～18 共通

- |               |             |                |
|---------------|-------------|----------------|
| 1. 1日～3日以内    | 2. 4日～1週間以内 | 3. 1週間超～2週間以内  |
| 4. 2週間超～1ヶ月以内 | 5. 1ヶ月超     | 6. 停止させるべきではない |
| 7. わからない      |             |                |



#### 4. 避難行動の在り方

静岡県地域防災計画（地震対策の巻）に示されている地震防災応急対策（警戒宣言が発せられた時に地震防災上実施すべき応急の対策）（表3）を参考に、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に避難行動を実施する際の課題を抽出し、ここまでの検討結果から南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合の避難行動の在り方について案をまとめた（表4）。

【表3：静岡県地域防災計画（抜粋）】

#### 避難対策

区分		地震防災応急対策
基本方針		<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に①<b>避難の勧告・指示の対象となる地域</b>（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、②<b>警戒宣言が発せられた時</b>は、速やかに危険予想地域域外の③<b>あらかじめ定めた避難地</b>へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実状に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>
	勧告・指示の基準	<p>市町長は、警戒宣言が発令されたときは、④<b>原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</b></p>
	勧告・指示の伝達方法	<p>・市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、⑤<b>同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。</b>また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。</p>
	避難のための勧告及び指示	<p>・市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</p> <p>・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発生した時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</p> <p>ア 避難対象地区の地区名</p> <p>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</p> <p>ウ 避難経路及び避難先</p>
	警戒区域の設定	<p>警戒区域設定対象地域</p> <p>市町は、警戒宣言が発せられた場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」</p>
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	<p>市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。</p>
避難計画の作成	(略)	
避難状況の報告	(略)	

## 避難地の設置及び避難生活

区分		地震防災応急対策
基本方針		市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</li> <li>・原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと阪大した場合には、耐震性が有り、落下物対策等の措置を講じている建物内にも設置することができる。</li> </ul>
	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。</li> <li>・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。</li> </ul>
	避難地の運営	(略)

【表4：地震防災応急対策との比較による南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合の避難行動の在り方（案）】

地震防災応急対策(地域防災計画)での記述	課題など	事務局案
<b>① 避難対象者 → 地震発生後の対応では明らかに身の安全を図れないことが想定される場合は、脆弱性に応じた対応を行う必要</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域の住民等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱性＝地理的要素×人的要素×<math>\alpha</math></li> <li>→脆弱性の程度を避難行動の指標として分かりやすく普遍的なものとして明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生してからの対応では避難が困難と思われる方（P2 図3の領域Iに該当）</li> </ul>
<b>② 開始情報 → 南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まったとき</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が避難勧告等を発令するための動機付けとなる情報と位置付ける必要がある。</li> <li>但し、事前避難の必要性が分かりやすく示されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価されたとき。</li> </ul>
<b>③ 勧告又は指示</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として「避難の勧告」を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」のいずれが適切か。若しくは新設するか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、「避難準備・高齢者等避難開始」とする。</li> </ul>
<b>④ 避難先</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険予想地域外のあらかじめ定めた避難地</li> <li>※避難地：津波や山・がけ崩れの危険の無い地域に設置する。原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期化する可能性がある状況で、要配慮者等も含めて「避難地」での避難生活は困難</li> <li>事前に避難する場所に求められる安全性(環境)を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険予想地域外の耐震性のある建物とする。(但し、絶対の安全性を要件としない)。</li> </ul>

⑤ 終了の判断 → 受忍期間を考慮し、予め定めて対応する必要がある		
<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難主体や避難先の環境により受忍期間が異なる</li> <li>避難行動を実施するには、終了時期の目途が立っていないと行動を起こしにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合、または、地震が発生し避難所が設置されるまでとする。</li> <li>但し、事前の防災対応を解除しても地震発生の可能性が無くなったわけではないことに留意する。</li> </ul>
⑥ 情報の伝達、住民への周知 → 防災対応の実施の判断に資する情報と、情報に対する理解の促進が必要		
<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行う</li> <li>市町及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する事項について周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求められる防災対応とバランスのとれた手段を用い、正しく伝達されることが必要である。報道機関においては、特に適正な対応が求められる。</li> <li>防災対応を適切に実施するためには、発表された情報を住民が正しく理解することが重要であることから、異常な現象に関する情報に対する理解を促進することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関、同時通報用無線、有線放送、広報車、Jアラート等により避難の勧告・指示を行う</li> <li>市町及び警察署は、常日頃から避難対象者に対し、避難に関する事項について周知を図る。</li> </ul>